

平成31年 第3回栗原市農業委員会総会議事録

平成31年 3月27日午後1時30分、下記の件の議定のため、平成31年 第3回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第 4号 平成31年度栗原市農作業標準賃金について
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第13 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第14 議案第 7号 平成31年度栗原市農業委員会事業計画について

1 出席委員 (18名)

- | | |
|---------------|----------------|
| 3番 阿部 一信 委員、 | 2番 大黒 昭夫 委員、 |
| 5番 岩淵 敬一 委員、 | 4番 吉田 優俊 委員、 |
| 7番 狩野 善典 委員、 | |
| 9番 曾根 金雄 委員、 | 10番 千葉 優子 委員 |
| 11番 鈴木 春江 委員、 | 12番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 13番 及川 正一 委員、 | 14番 多田 仁一 委員、 |
| | 16番 菅原 英俊 委員、 |
| 17番 岩淵 弘 委員、 | 18番 佐々木 弘 委員、 |
| 19番 佐藤 勝 委員、 | |
| 21番 秋山 憲義 委員、 | 22番 米山 嘉彦 委員 |
| | 24番 鈴木 康則 会長 |

2 欠席委員（6名）

1番 三浦 正勝 委員、 6番 佐竹 きみ子 委員
8番 大場 裕之 委員、 15番 佐々木 吉司 委員、
20番 狩野 和義 委員、 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺 昭 仁
事務局長補佐	阿 部 泰 憲
主幹兼農地農政係長	小野寺 崇
農地農政係 主査	菅 原 賢 一
農地農政係 主査	千 葉 美 香

（午後1時30分 開会）

議長（会長）

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。

只今から、平成31年 第3回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長（会長）

ただいまの出席委員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

議席番号1番 三浦 正勝 委員、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員、議席番号8番 大場 裕之 委員、議席番号15番 佐々木 吉司 委員、議席番号20番 狩野 和義 委員、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から、所要のため欠席する旨の通告があります。

議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

議長（会長）

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号 2番 大黒 昭夫 委員、
議席番号 3番 阿部 一信 委員の両名を指名いたします。

議長（会長）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長（会長）

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

平成31年3月6日から3月27日までの事務・事業の結果並びに3月29日から4月24日までの事務・事業の予定について、報告。

議長（会長）

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長（会長）

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

最初に、第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 1, 634㎡の内839㎡、耕作条件改善を図るための盛土で、完了後は、転作田として牧草を作付する旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、去る3月20日、議席番号9番 曾根 金雄 委員、農地利用最適化推進委員の鈴木 孝夫 委員及び 佐々木 栄夫 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

農地の現状変更届について、去る3月20日、現地確認調査を行ってまいりましたので報告いたします。

詳細については事務局から説明があったとおりであります。現状を見ますと、1筆の水田において段差のある農地になっていたことから、低い農地に盛土を行い、段差のない農地として耕作条件の改善を図るものであり、周辺農地にも与える影響はないものと判断してまいりましたので報告いたします。

議長（会長）

次に、第2区の番号2番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号2番は、金成地区の田1筆 256㎡、排水不良のため耕作条件の改善を図る盛土で、完了後は、転作田として露地野菜を作付する旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、去る3月22日、議席番号3番 阿部 一信 委員、農地利用最適化推進委員の小野 大介 委員及び 阿部 正一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。

小野 大介 推進委員

去る3月22日、現地確認調査を行ってまいりました。

現地を見ますと、東北自動車道と市道に挟まれた小さな水田であり、隣地も盛土し畑として利用されている場所です。今回の現状変更は、排水不良に伴う耕作条件の改良ということで、周辺に与える影響も無いものと確認して来ましたので、報告いたします。

議長（会長）

次に、第3区の番号3番から7番までの5案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の田1筆 265㎡、
番号4番は、栗駒地区の田1筆 370㎡、
番号5番は、栗駒地区の田1筆 873㎡
番号6番は、栗駒地区の田1筆 319㎡、いずれも、同一計画の関連案件で、隣接する4筆の沢田の排水不良を整備するための盛土で、耕作条件改善後は、4筆を1枚の田として管理し、牧草を作付する旨の4案件、
番号7番は、栗駒地区の田1筆 2,755㎡の内2,000㎡、排水不良の改善を図るための盛土で、耕作条件改善後は、転作田として牧草を作付する旨の1案件、
以上、5案件を説明。

議長（会長）

次に、去る3月22日、議席番号4番 吉田 優俊 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 東一 委員及び 伊藤 重行 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号4番 吉田 優俊 委員から報告願います。

4番 吉田 優俊 委員

去る3月22日、書類での審査及び現地確認を行ってまいりました。

番号3番から6番までの関連案件は、耕作条件の改善を図るための盛土で、盛土高が2.5mと高く、畦畔も急勾配であったことから、水路等への土砂流入が懸念される心配もありましたが、工事施工者に注視するよう指導した案件であります。

番号7番も耕作条件の改善を図るための盛土で、盛土高が1.2mということで、これについては周辺に与える影響はないものと判断してまいりました。

以上、報告いたします。

議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から3番までの3案件、
第2区の番号4番から14番までの11案件、
第3区の番号15番及び16番の2案件、
併せて、16案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田3筆 3, 090㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の田3筆 6, 522㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号3番は、一迫地区の畑2筆 29, 575㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号4番は、若柳地区の田4筆 3, 115㎡、貸人死亡に伴う相続のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号5番は、若柳地区の田1筆 1, 014㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号6番は、金成地区の田20筆 19, 965㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号7番は、金成地区の田3筆 2, 981㎡、賃貸借権設定のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号8番は、金成地区の田2筆 2, 567㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号9番は、金成地区の田2筆 15, 428㎡、賃貸借権設定のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号10番は、金成地区の田24筆 22, 170㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号11番及び12番は関連で、金成地区の田9筆 20, 131㎡、贈与のためによる農地利用集積円滑化事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号13番及び14番は関連で、金成地区の田13筆 11, 040㎡、売買のためによる農地利用集積円滑化事業の賃貸借権設定解約の2案件、

第3区の番号15番は、栗駒地区の田21筆 25, 647㎡、子に贈与するためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号16番は、鶯沢地区の田1筆 1, 554㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

以上、16案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、

第2区の番号2番及び3番の2案件、

併せて、3案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田11筆 40, 173㎡、畑2筆 5, 838㎡、合計 46, 011㎡、子に贈与するためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田15筆 10, 967㎡、賃貸借権設定のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件

番号3番は、志波姫地区の田4筆 6, 561㎡、賃貸借権設定のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件

以上、3案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第7、報告第4号 平成31年度栗原市農作業標準賃金について、報告いたします。

初めに、栗原市農作業標準賃金内部検討委員会 委員長であります 議席番号18番 佐々木 弘 委員から報告をいただきます。

18番 佐々木 弘 委員

平成31年度栗原市農作業標準賃金については、農業委員10人で内部検討委員会を設置し、2回の検討を重ねた後に、各地区の受託者や委託者で構成する検討委員会で審議し決定しております。

今年度の内容といたしましては、昨年の要望等や資材等の高騰、賃金の上昇等を考慮し、資材等の高騰では10円、賃金の上昇等では100円から300円の値上げ、その他は、昨年と同様の内容で平成31年度の農作業標準賃金を決定しました。以上、報告を終わります。

議長（会長）

次に、内容について、事務局から報告いたします。

事務局

内容については、佐々木委員長から報告があったとおりであります。肥料・薬剤散布、苗代、乾燥調整で10円、耕起・代かき、田植え、脱穀で100円、普通作業賃金で300円が上昇となっております。

平成31年度（2019年度）栗原市農作業標準賃金表については、4月1日発行の農業委員会だよりや市のホームページで公表することとしております。以上であります。

議長（会長）

これで、日程第7、報告第4号 平成31年栗原市農作業標準賃金について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田4筆 13, 613㎡、畑4筆 2, 470㎡、合計 16, 083㎡、平成31年1月29日付けで所有権移転贈与の許可決定となった案件であるが、譲渡人が平成31年2月14日に死亡し相続に切り替えるため、許可の取消しを求める1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり、取り消すことのご異議ございませんか

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の1案件は、取り消すことに決しました。

議長（会長）

日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第3区の番号25番の1案件を審議します。

議席番号17番 岩淵 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時 1分） （17番 岩淵 弘 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時 2分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号25番は、栗駒地区の田21筆 25, 647㎡、畑4筆 2, 200㎡、合計 27, 847㎡、経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の1案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

農地法第3条許可について、去る3月22日、書類審査及び確認調査を行いました。

番号25番は、親子間による経営継承の贈与であり、特に問題はないものと判断しましたので、審議をお願いします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号25番の1案件は、原案のとおり、許可することにご異議がございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号25番の1案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 岩渕 弘 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時 4分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時 4分）

次に、第1区の番号1番から13番までの13案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 1, 676㎡、耕作利便を図るための所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 419㎡、耕作利便を図るための所有権移転贈与の1案件、

番号3番は、築館地区の畑4筆 9, 901㎡、隣接宅地購入と併せ野菜生産を開始

するための所有権移転贈与で、新たに経営開始となる1案件、

番号4番は、築館地区の田2筆 17,348㎡、畑1筆 1,496㎡、合計 18,844㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号5番は、築館地区の田1筆 3,138㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号6番は、築館地区の田1筆 910㎡、耕作利便を図るための使用貸借権設定の1案件、

番号7番は、高清水地区の畑2筆 854㎡、2月の総会で空き家バンクの指定を受けた農地で、隣接宅地と一体購入し、自家野菜畑として利用するための所有権移転売買の1案件、

番号8番は、高清水地区の田1筆 524㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号9番は、一迫地区の田1筆 204㎡、農地法施行令第2条第3項第3号の例外規定に該当する隣接地との一体利用に係る案件で、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号10番は、一迫地区の畑1筆 1,453㎡、経営継承による親子間の所有権移転贈与の1案件、

番号11番は、一迫地区の田1筆 3,941㎡、経営規模拡大による所有権移転贈与の1案件、

番号12番は、一迫地区の畑6筆 29,369㎡、農業者年金受給のための経営継承による親子間の使用貸借権設定の1案件、

番号13番は、築館・瀬峰地区の田14筆 42,973、畑2筆 5,838㎡、合計 48,811㎡、経営継承による親子間の所有権移転贈与の1案件

以上、13案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号9番 曾根 金雄 委員から報告願います。

9番 曾根 金雄 委員

議案第2号 農地法第3条許可申請について、去る3月20日、書類審査及び現地確認調査を実施しましたので報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおり、耕作利便、遠隔地での耕作管理困難、労力不足、農業者年金受給の経営継承、耕作規模拡大等による贈与や売買、賃貸借等となっており、許可にあたっては、審議基準であります全部効率要件や地域調和要件を満たしており、特に問題ないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号14番から24番までの11案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号14番は、若柳地区の田1筆 429㎡、

番号15番は、若柳地区の田2筆 1,029㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号16番は、若柳地区の田14筆 15,857㎡、経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の1案件、

番号17番は、若柳地区の田4筆 3,115㎡、

番号18番は、若柳地区の田3筆 2,948㎡、

番号19番は、若柳地区の田3筆 3,051㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の3案件、

番号20番は、金成地区の田1筆 1,922㎡、畑4筆 10,139㎡、合計 12,061㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号21番は、金成地区の田9筆 20,131㎡、畑3筆 7,138㎡、合計 27,269㎡、経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の1案件、

番号22番は、志波姫地区の田2筆 543㎡、

番号23番は、志波姫地区の田17筆 28,396㎡、畑3筆 2,621㎡、合計 31,017㎡、いずれも、経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の2案件、

番号24番は、志波姫地区の田4筆 6,561㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

以上、11案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

阿部 正一 推進委員

去る3月22日、書類審査を行いましたので報告します。

番号14番、15番、17番、18番、19番、20番、24番は、いずれも、耕作不便や労力不足による売買や賃貸借、番号16番、21番、22番、23番は、経営継承による農業後継者への贈与であり、許可にあたっては、審査基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号26番から31番までの6案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号26番は、栗駒地区の田11筆 13, 259㎡、畑1筆 1, 852㎡、合計 15, 111㎡、経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の1案件、

番号27番は、栗駒地区の田1筆 2, 140㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号28番は、栗駒地区の田1筆 626㎡、耕作利便を図るための賃貸借権設定の1案件、

番号29番は、栗駒地区の田2筆 2, 475㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

番号30番は、栗駒地区の田2筆 2, 869㎡、農業者年金受給ための経営継承による親子間の使用貸借権設定の1案件、

番号31番は、花山地区の田1筆 603㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

以上、6案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

現地調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号26番は農業後継者への贈与、番号27番は耕作管理困難なための贈与、番号28番は経営合理化のための貸貸借、番号29番は経営規模拡大の貸貸借、番号30番は農業者年金継続受給の使用貸借、番号31番は労力不足による貸貸借で、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から24番までの24案件、番号26番から31番までの6案件、併せて30案件は、原案のとおり、許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から24番までの24案件、番号26番から31番までの6案件、併せて30案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長（会長）

日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑2筆 520㎡を所有権移転売買により譲り受け、

一般個人住宅の住宅用地として転用し、住宅1棟及び駐車場を造成するものであり、農地区分は、一迫総合支所から300m以内に存する第3種農地である旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の畑1筆 2, 489㎡を地上権設定により賃借し、太陽光発電施設の業務用地として転用し、太陽光発電設備による売電収入を得るものであり、農地区分は、山林等に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号9番 曾根 金雄 委員から報告願います。

9番 曾根 金雄 委員

去る3月20日、書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

詳細についても事務局から説明があったとおりであります、

番号1番の現地を確認しますと、一迫あやめ園の西側入り口に位置する第3種農地であり、周辺農地に与える影響もなく、転用許可にあたっては、農地の広がりもないことから特に問題はないものと判断しました。

番号2番の現地を確認しますと、築館クリーンセンターと一迫境に位置し、荒廃の見られる畑であります、山林等に囲まれた小集団の第2種農地で、周辺農地に与える影響は無く、転用許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

以上、2件について、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、19番 佐藤 勝 委員。

19番 佐藤 勝 委員

番号2番は、21年間の地上権設定による太陽光発電設備の案件であり、貸し人が76歳とご高齢となっているが、21年間の間で貸し人が亡くなった場合等の契約は、どのような対応になるのか伺いたい。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

貸し人が死亡した場合は、民法による相続手続によって、相続人に地上権設定も含む契約行為が継承されることになる旨を説明。

議長（会長）

よろしいですか。他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番及び4番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、金成地区の畑1筆 345㎡を所有権移転売買により譲り受け、事業用の業務用地として転用し、従業員及び来客用駐車場、貸駐車場を造成するものであり、農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、500m以内に公共施設等が存する第3種農地である旨の1案件、

番号4番は、金成地区の畑2筆 1, 775㎡を所有権移転売買により譲り受け、太陽光発電施設の業務用地として転用し、太陽光発電装置設置による売電収入を得るものであり、農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、500m以内に公共施設等が存する第3種農地である旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。

小野 大介 推進委員

去る3月22日、現地確認を行ってまいりました。

番号3番は、金成地区の街中に位置し、住宅地に囲まれている農地であり、駐車場を設置しても周辺農地に与える影響は無いものと、

番号4番は、金成地区の街中から若干離れた場所に位置し、何も作付けされていない段

差のある畑であり、太陽光発電設備を設置しても、周辺農地に与える影響は無いものと判断してまいりました。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

ここで、午後 2時45分まで休憩といたします。

（休憩 午後 2時32分から 2時45分まで）

議長（会長）

休憩を解き、会議を再開します。（午後 2時46分）

日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の番号9番の1案件を審議します。

議席番号9番 曾根 金雄 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時47分）（9番 曾根 金雄 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時47分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号9番は、築館地区の田1筆 185㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号9番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号9番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号9番 曾根 金雄 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時48分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時48分）

次に、第2区の番号99番から102番までの4案件を審議します。

議席番号18番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時49分）（ 18番 佐々木 弘 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時49分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号99番は、志波姫地区の田2筆 552㎡、
番号100番は、志波姫地区の田2筆 3, 596㎡、
番号101番は、志波姫地区の田14筆 14, 320㎡、
番号102番は、志波姫地区の田4筆 3, 429㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号99番から102番までの4案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号99番から1012番までの4案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号18番 佐々木 弘 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時50分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時50分）

次に、第1区の番号1番から8番までの8案件、番号10番から58番までの49案件、併せて57案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田4筆 10, 258㎡、
番号2番は、築館地区の田1筆 8, 956㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、
番号3番は、築館地区の田1筆 5, 409㎡、
番号4番は、築館地区の田1筆 3, 300㎡、
番号5番は、築館地区の田2筆 10, 408㎡、
番号6番は、築館地区の田2筆 4, 854㎡、
番号7番は、築館地区の田1筆 3, 566㎡、
番号8番は、築館地区の田14筆 24, 523㎡、畑4筆 7, 012㎡、合計 31, 535㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である6案件、
番号10番は、高清水地区の田1筆 4, 447㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、
番号11番は、一迫地区の田3筆 6, 522㎡、所有権移転売買である旨の1案件、
番号12番は、一迫地区の田5筆 5, 566㎡、新規及び更新の使用貸借権設定である旨の1案件、
番号13番は、一迫地区の田2筆 1, 954㎡、
番号14番は、一迫地区の田5筆 1, 867㎡、
番号15番は、一迫地区の田5筆 8, 650㎡、
番号16番は、一迫地区の田4筆 5, 608㎡、
番号17番は、一迫地区の田3筆 4, 270㎡、
番号18番は、一迫地区の田2筆 1, 123㎡、

番号19番は、一迫地区の田6筆 2, 135㎡、
 番号20番は、一迫地区の田15筆 12, 532.68㎡、
 番号21番は、一迫地区の田1筆 2, 118㎡、
 番号22番は、一迫地区の田1筆 1, 970㎡、
 番号23番は、一迫地区の田7筆 6, 848㎡、
 番号24番は、一迫地区の田2筆 1, 642㎡、
 番号25番は、一迫地区の田2筆 1, 348㎡、
 番号26番は、一迫地区の田3筆 4, 652㎡、
 番号27番は、一迫地区の田8筆 9, 685㎡、
 番号28番は、一迫地区の田3筆 4, 896㎡、
 番号29番は、一迫地区の田1筆 1, 150㎡、
 番号30番は、一迫地区の田7筆 13, 704㎡、
 番号31番は、一迫地区の田3筆 4, 170㎡、
 番号32番は、一迫地区の田4筆 6, 350㎡、
 番号33番は、一迫地区の田2筆 3, 108㎡、
 番号34番は、一迫地区の田8筆 12, 017㎡、
 番号35番は、一迫地区の田8筆 13, 406㎡、
 番号36番は、一迫地区の田9筆 28, 196㎡、
 番号37番は、一迫地区の田6筆 4, 760㎡、
 番号38番は、一迫地区の田7筆 7, 410㎡、
 番号39番は、一迫地区の田3筆 4, 750㎡、
 番号40番は、一迫地区の田7筆 12, 810㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の28案件、
 番号41番は、一迫地区の田4筆 1, 103㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、
 番号42番は、一迫地区の田2筆 6, 030㎡、
 番号43番は、一迫地区の田2筆 4, 711㎡、
 番号44番は、一迫地区の田14筆 12, 650㎡、
 番号45番は、一迫地区の田2筆 1, 031㎡、畑1筆 301㎡、合計 1, 332㎡、
 番号46番は、一迫地区の田4筆 4, 797㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の5案件、
 番号47番は、瀬峰地区の田1筆 1, 013㎡、
 番号48番は、瀬峰地区の田1筆 4, 182㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、
 番号49番は、瀬峰地区の田7筆 6, 152㎡、
 番号50番は、瀬峰地区の田5筆 2, 793㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定であ

る旨の2案件、

番号51番は、瀬峰地区の田1筆 1, 036㎡、

番号52番は、瀬峰地区の田15筆 10, 207㎡、

番号53番は、瀬峰地区の田10筆 6, 142㎡、

番号54番は、瀬峰地区の田22筆 38, 265㎡、畑1筆 325㎡、合計 38, 590㎡、

番号55番は、瀬峰地区の田14筆 10, 080㎡、

番号56番は、瀬峰地区の田8筆 4, 568㎡、

番号57番は、瀬峰地区の田3筆 13, 532㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号58番は、瀬峰地区の田3筆 1, 785㎡、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、

以上、57案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号59番から98番までの40案件、番号103番から118番までの16案件、併せて56案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号59番は、若柳地区の田2筆 1, 929㎡、

番号60番は、若柳地区の田1筆 995㎡、

番号61番は、若柳地区の田1筆 737㎡、

番号62番は、若柳地区の田1筆 1, 007㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の4案件、

番号63番は、若柳地区の田19筆 16, 167㎡、畑1筆 1, 131㎡、合計 17, 298㎡、

番号64番は、若柳地区の田1筆 89㎡、

番号65番は、若柳地区の田15筆 10, 967㎡、

番号66番は、若柳地区の田9筆 9, 074㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定であ

る旨の4案件、

番号67番は、若柳地区の田7筆 4, 744 m²、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号68番は、若柳地区の田2筆 5, 979 m²、

番号69番は、若柳地区の田1筆 2, 649 m²、

番号70番は、若柳地区の田6筆 5, 302 m²、

番号71番は、若柳地区の田5筆 3, 710 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号72番は、若柳地区の田8筆 3, 948 m²、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号73番は、若柳地区の田9筆 20, 893 m²、

番号74番は、若柳地区の田12筆 11, 639 m²、

番号75番は、若柳地区の田13筆 20, 646 m²、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号76番は、金成地区の田2筆 2, 079 m²、

番号77番は、金成地区の田25筆 17, 593 m²、

番号78番は、金成地区の田24筆 22, 170 m²、

番号79番は、金成地区の田12筆 10, 429 m²、いずれも、所有権移転売買である旨の4案件、

番号80番は、金成地区の田2筆 15, 428 m²、

番号81番は、金成地区の田1筆 981 m²、

番号82番は、金成地区の田1筆 838 m²、

番号83番は、金成地区の田3筆 2, 981 m²、

番号84番は、金成地区の田2筆 2, 735 m²、

番号85番は、金成地区の田4筆 7, 965 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号86番は、金成地区の田7筆 5, 495 m²、

番号87番は、金成地区の田5筆 13, 864 m²、

番号88番は、金成地区の田2筆 6, 461 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号89番は、志波姫地区の田6筆 9, 005 m²、

番号90番は、志波姫地区の田1筆 573 m²、

番号91番は、志波姫地区の田2筆 5, 260 m²、

番号92番は、志波姫地区の田3筆 2, 741 m²、いずれも、所有権移転売買である旨の4案件、

番号93番は、志波姫地区の田8筆 17, 933 m²、畑1筆 1, 782 m²、合計 19, 715 m²、

番号94番は、志波姫地区の田2筆 1, 880 m²、
番号95番は、志波姫地区の田4筆 7, 658 m²、
番号96番は、志波姫地区の田5筆 5, 045 m²、
番号97番は、志波姫地区の田8筆 7, 169 m²、
番号98番は、志波姫地区の田5筆 6, 833 m²、
番号103番は、志波姫地区の田4筆 5, 744 m²、
番号104番は、志波姫地区の田1筆 1, 563 m²、
番号105番は、志波姫地区の田9筆 16, 087 m²、
番号106番は、志波姫地区の田4筆 6, 421 m²、
番号107番は、志波姫地区の田5筆 5, 902 m²、
番号108番は、志波姫地区の田1筆 4, 197 m²、
番号109番は、志波姫地区の田8筆 15, 174 m²、
番号110番は、志波姫地区の田4筆 3, 476 m²、
番号111番は、志波姫地区の田7筆 10, 486 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の15案件、
番号112番は、志波姫地区の田4筆 3, 970 m²、
番号113番は、志波姫地区の田5筆 4, 748 m²、
番号114番は、志波姫地区の田2筆 3, 543 m²、
番号115番は、志波姫地区の田3筆 2, 169 m²、
番号116番は、志波姫地区の田21筆 37, 905 m²、
番号117番は、志波姫地区の田7筆 8, 013 m²、
番号118番は、志波姫地区の田3筆 7, 346 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の7案件、
以上、56案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号119番から143番までの25案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号119番は、栗駒地区の田1筆 3, 064 m²、

番号120番は、栗駒地区の田1筆 2, 513 m²、
番号121番は、栗駒地区の田1筆 911 m²、
番号122番は、栗駒地区の田2筆 2, 480 m²、
番号123番は、栗駒地区の田1筆 1, 580 m²、
番号124番は、栗駒地区の田7筆 11, 492 m²、
番号125番は、栗駒地区の田6筆 4, 496 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号126番は、栗駒地区の田5筆 5, 347 m²、
番号127番は、栗駒地区の田6筆 8, 838 m²、
番号128番は、栗駒地区の田1筆 3, 047 m²、
番号129番は、栗駒地区の田6筆 13, 938 m²、
番号130番は、栗駒地区の田1筆 4, 737 m²、
番号131番は、栗駒地区の田3筆 6, 271 m²、
番号132番は、栗駒地区の田8筆 16, 485 m²、
番号133番は、栗駒地区の田7筆 16, 222 m²、
番号134番は、栗駒地区の田1筆 5, 353 m²、
番号135番は、栗駒地区の田12筆 16, 220 m²、
番号136番は、栗駒地区の田4筆 8, 832 m²、
番号137番は、栗駒地区の田6筆 9, 340 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の12案件、

番号138番は、栗駒地区の田3筆 1, 965 m²、畑2筆 1, 673 m²、合計 3, 638 m²、新規及び更新の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号139番は、栗駒地区の田1筆 304 m²、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号140番は、栗駒地区の田15筆 18, 890 m²、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号141番は、栗駒地区の田5筆 2, 293 m²、畑4筆 2, 476 m²、合計 4, 769 m²、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号142番は、鶯沢地区の田1筆 1, 554 m²、所有権移転売買である旨の1案件、

番号143番は、花山地区の田4筆 3, 598 m²、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、25案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から8番までの8案件、番号10番から98番までの89案件、番号103番から143番までの41案件、併せて138案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から8番までの8案件、番号10番から98番までの89案件、番号103番から143番までの41案件、併せて138案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第12、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

農地利用配分計画については、基盤法による農地利用集積計画関連案件となっており、利用権を設定する貸出人は、全て宮城県農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、一迫地区の田2筆 6, 030㎡、

番号2番は、一迫地区の田2筆 4, 711㎡、

番号3番は、一迫地区の田14筆 12, 650㎡、

番号4番は、一迫地区の田2筆 1, 031㎡、畑1筆 301㎡、合計 1, 332㎡、

番号5番は、一迫地区の田4筆 4, 797㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の5案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番から8番までの3案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号6番は、若柳地区の田9筆 20,893㎡、

番号7番は、若柳地区の田12筆 11,639㎡、

番号8番は、若柳地区の田13筆 20,646㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の3案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号9番及び10番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号9番は、栗駒地区の田15筆 18,890㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号10番は、栗駒地区の田5筆 2,293㎡、畑4筆 2,476㎡、合計 4,769㎡、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第13、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 15㎡、願出地は、昭和52年ごろから隣家の庭木が植栽され、宅地の一部として利用していることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

議案第6号 非農地証明願について、去る3月20日に書類審査及び現地確認調査を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明あったとおりであり、現地を確認しますと、隣の垣根がはみ出している状況でありました。許可にあたっては、特に問題はないと判断しましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行い

ます。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、非農地証明願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長（会長）

日程第14、議案第7号 平成31年度栗原市農業委員会事業計画について、を議題とします。

それでは、議案の内容を事務局から説明いたします。

事務局

農業委員会においては、果敢に農地利用の最適化に取り組み、「農地所有者の意向把握」と「地域での話し合い」を重点化・明確化しながら、地域活動に積極的に取り組むことを基本方針とし、「①農業委員会の円滑な運営と活動展開」、「②総会の円滑な運営」、「③農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区担当活動の充実」、「④地域農業者、農業団体との連携強化」、「⑤農地確保・有効利用」、「⑥農業者年金の加入促進」、「⑦情報提供活動」、「⑧女性農業委員活動」等の事業計画について説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、平成31年度栗原市農業委員会事業計画について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第7号、平成31年度栗原市農業委員会事業計画については、原案のとおり決定いたしました。

会長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成31年第3回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時17分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員